

第30号議案

財産の譲与及び無償貸付について

次のとおり財産を譲与し、及び無償で貸し付けることについて議会の議決を求める。

1 譲与及び無償貸付の対象となる財産

(1) 建物（譲与）

ア 校舎及び体育館（鉄骨・鉄筋コンクリート造4階建、8,055.11平方メートル）

イ 附属建物（鉄筋コンクリート造平家建、合計142.08平方メートル）

(2) 土地（無償貸付）

ア 所在地番 ふじみ野市大井710番地1

イ 地目 学校用地

ウ 地積 17,391平方メートル

(3) 土地上の工作物及び立木（譲与）

2 譲与及び無償貸付の相手方の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名

(1) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

(2) 名称 埼玉県

(3) 代表者の職及び氏名 埼玉県知事 大野 元裕

3 譲与及び無償貸付の目的 特別支援学校の設置及び運営のため

4 譲与の日 令和9年4月1日

5 無償貸付の期間 令和9年4月1日から令和39年3月31日まで（当該期間の満了時に当事者間に異議がないときは、貸付期間を更に20年間延長する。以後20年ごとに同じ。）

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立東台小学校の建物等を譲与し、及び土地を無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。